

チェルノブイリ法 日本版を実現 させよう！

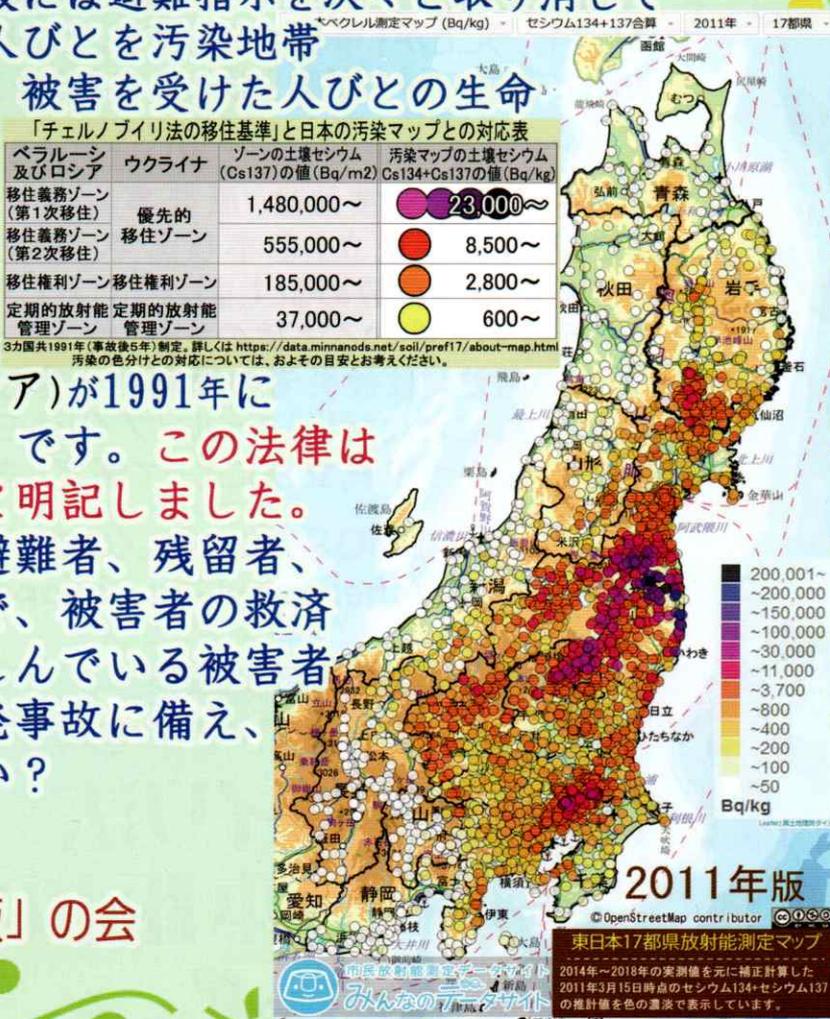


市民立法「チェルノブイリ法日本版」を一緒につくりませんか？
この法律を、まず自分の町の「条例」としてつくりまます。
条例が全国の市町村に作られていった先で国法として成立させる。
同じ道をたどった「情報公開法」の例にならうのです。

なぜ、チェルノブイリ法日本版が必要なのでしょうか。

それは、原発事故など原子力災害から被害者を守る体制がこの国にないからです。福島原発事故の被害者は、本当に酷い扱いを受けています。事故で広い地域が放射能で汚染されました。本来は法令の限度年1ミシーベルト(mSv)以上の放射能汚染地域からは、住民を避難させなければならないはずでした。しかし国はこの被ばく限度を勝手に(原子力災害特措法に定められた手順を守らず)20倍もひき上げて多くの住民は汚染地帯に放置されてます。一部の強制避難区域からは避難させましたが、数年後には避難指示を次々と取り消してそれまでの各保障を打ち切り、人びとを汚染地帯

にむりやり戻そうとしています。被害を受けた人びとの生命・健康・財産が守られるべきです。



世界には、原発事故被害者を国家が守る法律があります。

チェルノブイリ原発事故当事国(ウクライナ、ベラルーシ、ロシア)が1991年に

つくった「チェルノブイリ法」です。この法律は

「被害の補償は国家の責任」と明記しました。

事故処理作業員、汚染地域の避難者、残留者、事故後に生まれた子ども達まで、被害者の救済を国に義務付けたのです。苦しんでいる被害者に対して、そして迫りくる原発事故に備え、今できる責任を果たしませんか？



市民が育てる
「チェルノブイリ法日本版」の会

2011年版

© OpenStreetMap contributor

東日本17都県放射能測定マップ
2014年~2018年の実測値を元に補正計算した
2011年3月15日時点のセシウム134+セシウム137
の推計値を色の濃淡で表示しています。

2分でわかる 市民立法「チェルノブイリ法日本版」

Q1: 日本版の条例をつくる目的は何ですか？

A: 原発事故・放射能災害から市民の命と健康及び暮らしを守り、「移住の権利」や「避難の権利」と「健康に暮らす権利」を保障させることです。

Q2: 日本版の特徴は何ですか？

A: チェルノブイリ原発事故のあとに作られたチェルノブイリ法をお手本にしています。本来の法令限度(1ミッシーベルト)を守る形で、市民の命、健康、暮らしを守ることを「市民の人権」として具体的に保障する法律です。

Q3: 条例はどうやって制定させるんですか？

A: 条例案を議会に提出し、審議し、可決したら、首長(知事や市長など)が公布して、制定となります。条例案を提出できるのは次の3者: ①首長 ②議会自身(議員か委員会) ③市民(「直接請求」か「請願」による)。直接請求は、法律に従って集めた有権者の50分の1以上の署名をつけて提出し首長が意見を付して議会に提案します。請願は、紹介議員は必須ですが一人でも提出できますし、自由に集めた署名をつけてもかまいません。どちらも議会は可否を決しなければなりません。

Q4: 市民立法とは何ですか？

A: 全国の自治体でチェルノブイリ法日本版条例を制定させて、その積み重ねによって国会で同法を制定させる。このすべての過程を、主権者である私たち市民が主導して行うことが「市民立法」です。つまり「チェルノブイリ法日本版は、私が作りました」と市民の誰もが胸を張って言える歴史を創ろうとするアクションのことです。

Q5: 子ども被災者支援法との違いは何ですか？

A: 子ども被災者支援法は、原発事故被災者の生活を守り支える法律として議員立法により2012年成立。基本理念で、居住・移住・帰還いずれの選択でも支援し、健康不安の解消に努めるとしました。けれども理念のみが書かれ、具体的な政策の決定を行政に委ねる法律のため、役人によって日の目を見ないまま廃止同然となりました。同法には被災者の権利が一言も書かれていないという致命的欠陥があったのです。これに対し、チェルノブイリ法日本版は、明確な権利をうたい、具体的施策を定め、かつ市民立法によって制定します。

これ以外のQ&Aなど詳しくはブログをご覧ください！

<http://chernobyl-law-injapan.blogspot.com/>

市民が育てる
「チェルノブイリ法
日本版」の会

連絡先

toshiko_english@xf7.so-net.ne.jp

090-8494-3856

fax:048-853-4373

担当:岡田



みんなで作ろう!! 今欲しい「チェルノブイリ法日本版」

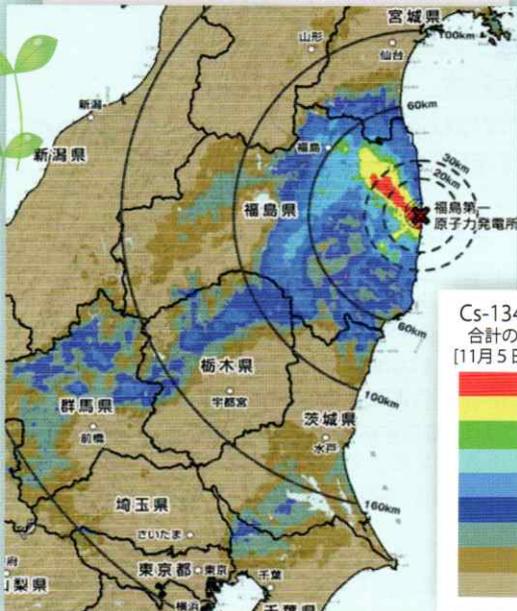
2011年3.11原発事故によって、東日本の広大な土地が放射能汚染されました。国は、憲法による子どもの「安全な環境で教育を受ける権利」を守る義務を果たさず、汚染地域から避難させず、安全基準を20倍に引き上げ、子ども達と人々を閉じ込めました。重大な人権侵害です。事故当時 SPEEDI(*1)などの汚染情報は隠され、甲状腺被ばく予防の為に安定ヨウ素剤は、配布が拒否されました。初期被ばくの計測もなされませんでした。その結果、福島県では小児甲状腺癌が多発していますが、「発病は放射能によるものとは考えにくい」と過小評価されています。しかし、チェルノブイリ事故で放射線が小児甲状腺癌の原因であることは国際的にも承認されました。また、心臓や血管などの病気や免疫力の低下による感染症の増加も懸念されています。

今なお放射線管理区域(*2)に相当する線量が高い地域に、避難者が帰還せよと迫られているのが、丸10年を迎える福島の現状です。国連理事会は日本政府に対し「居住可能地域を年間20mSvに引き上げたことは不当」と指摘しています。

*1 SPEEDI：原発事故発生時に気象、放出量等のデータを総合して放射性物質が周辺地域にどんな影響を及ぼすかを素早く教えるシステム。

*2 放射線管理区域：表面汚染4万ベクレル/m以上の、一般人が立ち入る事が出来ない区域。

文科省作成の放射能土壌汚染図
航空機モニタリングの測定結果を反映した地
表面におけるセシウム134、137の合計沈着量
2011年11月5日現在に換算した値



チェルノブイリ法の移住基準 (数値はkBq/m²)

区分名	セシウム 土壌汚染密度	左の図で該当 する汚染地域
1 移住義務区域	555 ~	600~1000
2 移住権利区域	185 ~ 555	100~600
3 放射能管理強化区域	37 ~ 185	30~100

チェルノブイリ法とは

チェルノブイリ法とは、被ばくから命・健康を最大限守るために、チェルノブイリ事故5年後の1991年に制定された法律です。

国家の加害責任を明記し、予防原則に則り、生存権を保障した、放射能災害に関する世界で最初の人権法です。

追加被ばく線量年間1mSvを基準に、移住・保養・医療検診等が保障されました。

年間5mSv以上は「移住義務区域」とし、1~5mSvの地域は移住の権利が与えられ、移住先での雇用と住居を提供しました。引越し費用や損失財産の補償を行い、移住を選択しなかった住民には非汚染食料の配給、無料検診、薬の無料化、非汚染地への「継続的保養」、年金優遇も実施しています。

年間0.5mSv~1mSvの地域は「放射線管理強化ゾーン」として、保養の権利・医療検診の保障がなされます。防護基準年間1ミリシーベルトは内部被曝まで含めた厳密なもので、市民が結束して要求し、勝ち取って実現された権利です。

いのちが大事
子どもを守ろう!



市民立法「チェルノブイリ法日本版」は、実現可能な取り組みでしょうか?

市民の手で夢を実現したモデルがあります。核兵器禁止条約を実現したICANや、ICANの先例=対人地雷禁止条約を成立させたICBLです。国内では、山形県の小さな自治体「金山町」から始まり、神奈川、埼玉、川崎などの自治体での条例制定の積み重ねから、国の立法を成立させた情報公開法があります。私達も先人たちの足跡に続いて、市民立法チェルノブイリ法日本版を実現させましょう。

チェルノブイリでできたことが、なぜフクシマではできないのか？

「子ども脱被ばく裁判」弁護団団長 井戸 謙一 弁護士

チェルノブイリでできたことが、なぜフクシマではできないのか？それは、国際原子力カトリックが、被ばくによる健康被害はないと大声で宣伝したのに、チェルノブイリ法の制定を許した、という失敗を教訓にして、フクシマでは、彼らにとって最善の方法をとったからです。

すなわち、なるべく避難させない、安全宣伝を徹底する、国際的な権威を使う、最も大切な初期被ばくのデータをとらない、その後の健康被害も可能な限り調べない、被害の兆候が出てきても、屁理屈をつけて原因が被ばくであることを否定する、被災者を分断してお互いに反目させる等々。

これに対し、住民の側はあまりに無防備でした。何の準備もしていなかった人々に対し、被ばくによる健康被害から目をそらさせることは簡単です。ウソも100度言えば、本当のように聞こえます。福島原発事故では健康被害は出ないと、繰り返し主張し、そう信じたい人たちに寄り添って、「復興、復興」と掛け声をかけ、被ばくのリスクを

主張する人達には「風評被害をあおる」と攻撃すればよい。しかし、私たちや私たちに続く将来の世代の生活や健康を彼らに差し出すことはできません。多くの市民は、粘り強く反被ばくの運動を続けてきました。そして、その一つの結実として、「チェルノブイリ法日本版の会」の設立があります。

県民健康調査のデータすら隠され、毀損されようとしている現在、甘い見通しを持つことはできませんが、世界の人々に対する責任、子どもや将来の世代に対する責任を果たすための運動として、この会の持つ意味は大きいものがあります。今の政府の被ばく政策を軌道修正させることができなければ、この被ばく政策は、今後、世界で予想されている原発事故の際の被ばく対策のモデルにとされてしまいます。私たちは、世界の人々に対し、将来の世代に対し、限らない責任を負っていることを自覚しなければなりません。

チェルノブイリ法日本版の特徴

- (1) 事後の個別の救済ではなく、事前に一律に救済。
- (2) 抽象的な理念法ではなく、現実の救済が直ちに受けられる具体法。
- (3) 支援法ではなく、人権侵害を許さない人権保障法。

【チェルノブイリ法日本版 自治体条例案 抜粋】

前文 ○○市民は、全世界の市民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに健やかに生存する権利を有することを確認し、なんびとといえども、原子力発電所事故に代表される放射能災害から命と健康と生活を保障される権利があることをここに宣言し、この条例を制定する。他方、原子力発電所等の設置を認可した国は、放射能災害に対して無条件で加害責任を免れず、住民が放射能災害により受けた被害を補償する責任のみならず住民の「移住の権利」の実現を履行する責任を有すると確信する……

今日の原子力発電所事故の巨大な破壊力を考えれば、この条例の制定だけで放射能災害から○○市民の命と健康と生活を保障することが不可能であることを認めざるを得ない。したがって、私たちは、△△県の自治体、さらには日本の全自治体に対して、各自治体の住民の名において、この条例と同様の条例を制定すること、さらにはこれらの条例の集大成として、日本国民の名において同様の日本国法律を制定することを呼びかける……○○市民は市の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1条 (条例の目的) 原発事故・放射能災害から、市民の命と健康及び暮らしを守ることを目的とする。

第3条 (基本理念) 原発事故被災者となった市民の移住の権利、避難の権利及び健全に生存する権利を保障する。

第4条 (救済の差別的取扱いの禁止)
法の下での平等を定めた憲法14条を踏まえ、放射能災害から住民の命と健康を救済するにあたっては、○○市民はひとしく扱われなければならない。

第5条 (影響を受けやすい人への配慮)
放射能による影響を受けやすい、胎児や子どもの命と健康が守られることを配慮されなければならない。

第6条 (予防的取組方法)
1992年のリオデジャネイロ宣言を踏まえ、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じる方法「予防的取組方法」にのっとり、適切に取組む。

第8条 (放射能汚染地域の区分)
年間追加被ばく量0.5~1mSv/年(セシウム137の土壤汚染密度が37~185kBq/m²)の地域は、放射能管理強化地域と定める。年間追加被ばく量1mSv/年以上の地域は、移住権利地域とする。

第11条 (移住を選択した場合の権利)

2 移住を選択した汚染地域住民に対し、○○市は以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

- ① 引越し費用の支給
- ② 移住先での住宅補償・就労支援
- ③ 移住元の不動産・家財・生産物(水産物を含む)の損失補償
- ④ 医療品の無料支給
- ⑤ 健康診断・保養費用の7割支給
- ⑥ 被災者手帳の交付
- ⑦ 年金の優遇

第12条 (残留を選択した場合の権利)

1 ○○市は、残留を選択した汚染地域住民に対し、以下の権利を保障する。その詳細は規則で定める。

- ① 治療の無料化
- ② 医療品の無料支給
- ③ 健康診断・保養費用の7割支給
- ④ 汚染した生産物(水産物を含む)の損失補償、他の生活支援
- ⑤ 被災者手帳の交付
- ⑥ 「放射能食品管理課」等を設け、放射能による食物・水道水の汚染を検査し、無用な被ばくをさせない。
- ⑦ 年金の優遇

この条例案は基本的な条例の提案です。今後それぞれの地域で、皆さんで考えて作り上げてください。

市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会

この条例制定の取組みに賛同し、共にご参加、活動して下さいますようお願いいたします。

賛助会員の入会申し込み書は以下のブログからダウンロードして下さい。郵送でご送付もいたします。

共同代表 上野正美・大槻とも恵・岡田俊子・小川晃弘・小張佐恵子・郷田みほ・藤田のりえ・三ツ橋トキ子・柳原敏夫

ブログ <https://chernobyl-law-injapan.blogspot.jp> ① chernobyl.law.injapan@gmail.com

☎ 岡田 090-8494-3856 fax 048-853-4373

私たちの活動を支える寄付、賛助会員会費の納入は以下の口座をお願いします。

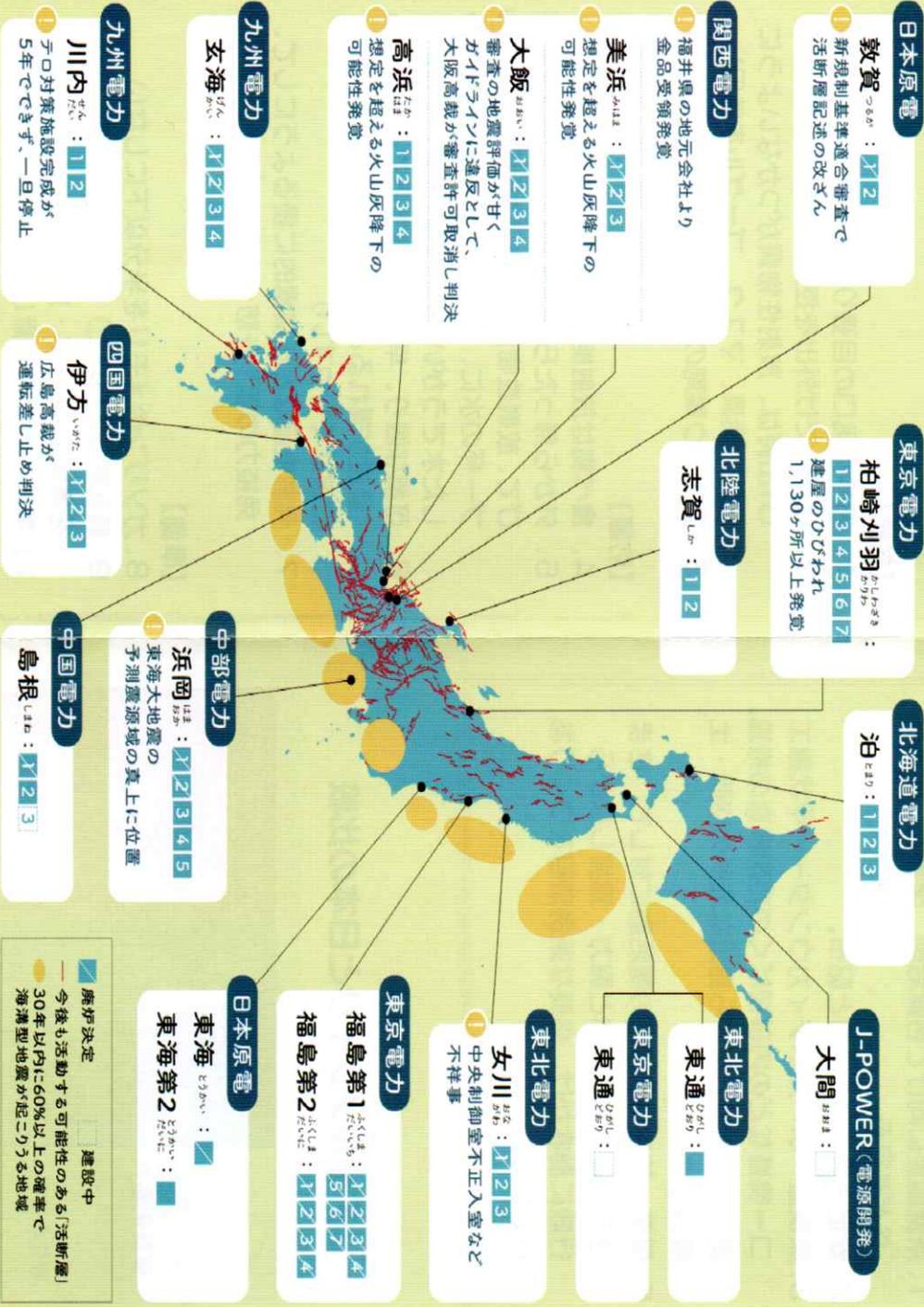
ゆうちょ銀行口座名 【市民が育てる「チェルノブイリ法日本版」の会】

(2020.11.9現在)

◆ゆうちょ銀行間の送金 記号 10370 番号 95445571 ◆他の金融機関からの送金 店名〇三八 店番038 (普)口座番号 9544557

地震大国 日本

問題だらけの原発



『チェルノブイリ法日本版』 をつくる郡山の会(しやがの会)



チェルノブイリ法とは？

チェルノブイリ原発事故から5年後の1991年に、追加被ばく線量年間1mSvを基準に、「移住の権利」「避難の権利」「健康に暮らす権利」を国家に保障させ、年間5mSv以上は「移住義務地区」として、移住先での雇用・住居を提供。国家の加害責任を明記し予防原則に則り、生存権を保障した世界で初めての人権法です。

「どこまでが被災地なのか」・「誰が被災者なのか」・「誰にどんな補償や支援をするのか」を定めた、市民が勝ち取った法律です。

【条例の目的】
2011年3月11日の東京電力福島第1原発事故・放射能被害からの救済、さらに予防原則の観点から郡山市民の命と健康及び暮らしを守ることを目的とする。

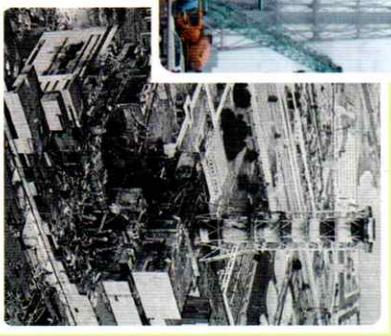
【基本理念】
放射能被害者となった郡山市民は移住の権利、残留の権利、安全の権利、避難の権利および生存の権利を有する。

2019年1月市民立法「チエルノブイリ法日本版」をつくる郡山の会(通称しやがの会)は発足し、条例制定に取り組んでいます。この会に賛同し、共に参加・活動をしてくださいますようお願いいたします。

代表 郷田みほ
TEL 090-7525-4488
E-mail : arc.miho@gmail.com



2011年3月11日
福島第一原子力発電所
原発事故発生



1986年4月26日
チェルノブイリ原発事故発

市民立法「チエルノアイリ法日本版」をつくる郡山の会

あなたにとっては、あの原発事故はもう過去のことですか？

2011年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故で、国は子どもたちと福島の人々を被ばくさせ、安全基準の1mSvを20倍に引き上げ、被ばくから命・健康を守ろうとしない重大な人権侵害です。そしてその後も多くの犠牲を強いています。空間線量はだいぶ下がったかもしれませんが、土壌線量は未だに高い状況です。山野等除染されていない所が多数あり、再汚染の可能性があります。そして廃炉作業や原発の現状を考えると、原発事故は過去のことではなく、今後も被ばくの可能性は十分にあります。

東電福島原発事故の非常事態宣言は解除されていません。

異常な生活が日常になりました

私たちは被害を受けた当事者として、「被害の補償は国家の責任」という法律を制定させることを最終目標とし、前段階として条例を制定することにより人間としての権利保護を求めます。



おもな活動

1. 条例制定に向けて啓蒙活動、学習会、講演会などを行う。
2. 安定ヨウ素剤の備蓄と配布。
3. 尿検査・ホールボダイカウンター・甲状腺工コー検査などの内部被ばくの定期検査の推進。
4. 測定所と連携しながら身近な場所の空間・土壌線量を測定する。
5. 保養・移住相談などの諸活動に対して、さまざまな人たちや団体と協力・連携しながら行政に働きかけ、必要な条例項目をつくりあげていく。

チエルノアイリと日本の比較

	チエルノアイリ法での対応 ウクライナ・ベラルーシ・ロシア	福島第一原発事故後の対応 日本
強制避難	年5mSv～ セシウムA137濃度 555,000Bq/m ² 以上 ^{*1}	年20mSv～ 土壌汚染の基準なし
移住の権利	年1～5mSv セシウムA137濃度 185,000～555,000Bq/m ²	なし
モニタリング強化 社会経済的特典	年1mSv未満 ^{*2} セシウムA137濃度 37,000Bq/m ² 以上	なし
保養プログラム	年1回、3週間程度 回としての体制あり	なし

*1 ロシアでは、1,480,000 Bq/m²以上 *2 ウクライナでは年0.5mSv以上

出典：尾松亮吾「3.11とチエルノアイリ法」（東洋書店、2013）
オレグ・ナスビット、中野西二「ウクライナでの事故への法的取り組み」JSAeマガジン No.24 「ウクライナの「チエルノアイリ法」」（2017.12.16）

原発事故が起きたらどうする？ 初期被ばくの対処法

【対処】

1. 窓や換気口の目張りをする。
2. 出来るだけ外出を控える。
(外出時は、放射性物質がつかないように長靴、雨具、マスク、ゴーグルを着用)
3. 安定ヨウ素剤の服用（処方箋に従い服用）

【防護】

4. 食べ物は放射能の影響を考慮して選ぶ
5. 外から帰ったら着替えをし、シャワーを浴びて、放射性物質をできるだけ落とし、コップ一杯の水に、重曹小さじ半分程度を溶かした水でうがいや目・鼻の洗浄をする。
6. 可能な限り、早急に避難することを考える
(避難が遅れると道路は渋滞になり、余計に被ばくしやすい)
7. 発酵食品などを積極的に摂るようにして、免疫力の低下を防ぐようにする。

【準備】

8. ガソリンのメモリを半分以下にしない。
9. 最低限（3日以上）の災害時の対応グッズを準備する。（水・食料も含む）
10. 情報入手先を確認しておく。
(海外のネット・ラジオ放送)

